

# 土地改良事業等補助金交付要綱

(平成8年4月1日 制定)

(令和8年3月31日 最終改正)

## (趣旨)

第1条 知事は、農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、市町村、一部事務組合、土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び共同施行者、その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の種類、採択基準、及び補助率は、別表1（第2条関係）のとおりとする。

## (補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（第1号様式）を知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（第1号の2様式）を知事に提出しなければならない。ただし、対象事業は、別表1（第2条関係）に掲げる1の1）、2）、3）、5）、6）、2、3、5、6、9、10、11、12、13、14、15、17、18及び19の事業とする。

## (交付決定の通知)

第4条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書に、当該事業の目的を達成するために必要な事項及び補助金返還の条件を付して、申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

## (申請の取り下げ)

第5条 補助事業者は、第3条第1項の規定による補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日までに行わなければならない。

## (計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。
- (1) 工種の新設又は廃止
  - (2) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
  - (3) 施工箇所・工事目的物の構造又は工法の変更
  - (4) 別表1(第2条関係)の17の事業における事業種類(1)から(19)と事業種類(20)との間における経費の配分の変更

#### (完了予定日の変更)

第7条 補助事業者は、補助金が予定期間内に完了することが困難となったときは、予定期間延長承認申請書(第3号様式)を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

#### (着手報告)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合は、遅滞なく事業に着手し、事業の着手後は速やかに着手報告(第4号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 天災地変その他特別な理由により事業着手できないときは、速やかにその旨を書面で知事に報告しなければならない。

#### (遂行状況報告)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、遂行状況報告書(第5号様式)を作成し、当該年度の1月末までに知事に提出しなければならない。ただし、次条に基づく概算払請求書を提出した場合には、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 知事は、第1項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (補助金の概算払請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、事業補助金等の概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認があったときを含む。以下同じ)は、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金交付決定のあった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月15日までに年度末実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を

確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### **(額の再確定)**

- 第 13 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 11 条第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
  - 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

#### **(補助金の精算払請求)**

- 第 14 条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、事業補助金等の精算払請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

#### **(交付決定の取消等)**

- 第 15 条 知事は、第 6 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 4 条第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

### (書類等の経由等)

第16条 この要綱により、知事に提出する書類等は、所轄の農林土木事務所又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 事業採択年度又は事業実施年度において離島の指定解除がなされた場合、当該離島に対する補助金の取り扱いについては、事業完了までの間なお従前の例による。
- 3 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成17年度	95%
平成18年度	90%
平成19年度	85%
平成20年度	80%

#### 記

1. 諸土地改良事業1) 調査設計事業(1)調査設計事業
1. 諸土地改良事業2) 農業農村整備実施計画策定事業(1)農業農村整備事業実施計画策定事業
1. 諸土地改良事業2) 農業農村整備実施計画策定事業(2)農村振興総合整備実施計画策定事業
- 4 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度	95%
平成19年度	90%
平成20年度	85%

#### 記

1. 諸土地改良事業3) 農村総合整備推進事業(2)農業集落排水維持適正化事業
- 5 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

むらづくり交付金事業について

農村振興総合整備事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては88%以内)
地域用水環境整備事業からの移行地区	82%以内 (離島にあつては85%以内)
集落地域備事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては90%以内)
農業集落排水事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては90%以内)
田園空間整備事業からの移行地区	2.5/3以内

農地防災事業のうち、ため池等整備事業について

平成18年度以前の採択地区	100%以内
---------------	--------
- 6 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成30年度以前の採択地区で、農業水利施設保全合理化事業からの移行地区	80%以内
平成30年度以前の採択地区で、農業基盤整備促進事業からの移行地区	90%以内

#### 記

1. 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 7 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

令和4年度以前の採択地区で、農地耕作条件改善事業からの移行地区	90%以内 (離島にあつては95%以内)
---------------------------------	----------------------

。ただし、土地改良法に基づく事業については91%以内 (離島

にあつては 95.5%以内)

記

1. 畑作等促進整備事業

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 9 月 25 日から施行し、平成 9 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 7 月 31 日から施行し、平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 6 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 11 月 5 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 8 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 6 月 15 日から施行し、平成 17 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 24 日から施行し、平成 18 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 3 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 3 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月13日から施行し、平成24年度一般会計補正予算（第5号）に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月20日から施行し、平成25年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月23日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年度一般会計予算に係る補助金から適

用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 事業主体は、下記事業の実施にあたり、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、(5)から(9)までの書類については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらを整備する旨定められている場合には、事業主体は当該書類を整備することを要しない。
  - (1)現金出納に関する帳簿
  - (2)経費の整理に関する帳簿
  - (3)負担金又は賦役の徴収を証明する帳簿
  - (4)出面を証明する帳簿
  - (5)工事用資材等の検収及び受払いを証明する帳簿
  - (6)工事日誌
  - (7)工事の出来高を証明する帳簿
  - (8)工事の施行を示す写真
  - (9)その他工事の施行を証明する書類

記

1. 土地改良施設突発事故復旧事業

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月29日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 第3条第2項における補助金交付前着手については、令和4年4月1日より適用する。
- 3 補助率において、令和4年度以前新規採択については、次のとおりとする。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業のうち、（２）対策工事、（３）緊急工事について

令和４年度以前の新規地区 88%以内

農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、（１）長寿命化対策について

令和４年度以前の新規地区 88%以内

農地保全整備事業について

令和４年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては95%以内）

ため池等整備事業について

令和４年度以前の新規地区 91%以内（離島にあつては95.5%以内）

土地改良施設突発事故復旧事業について

令和４年度以前の新規地区 81%以内

水質保全対策事業について

令和４年度以前の新規地区 87.5%以内（離島にあつては90%以内）

農村集落基盤再編・整備事業のうち、１）集落基盤再編事業について

令和４年度以前の新規地区 82%以内（離島にあつては85%以内）

ただし、上記における「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」においては、本島にあつては2.0%、離島にあつては1.5%を加算する。

農村集落基盤再編・整備事業のうち、２）中山間地域総合整備事業について

令和４年度以前の新規地区 87.5%以内（離島にあつては90%以内）

農業基盤整備促進事業について

令和４年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては95%以内）

ただし、土地改良法に基づく事業については91%以内（離島にあつては95.5%以内）

農地耕作条件改善事業について

令和４年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては95%以内）

ただし、土地改良法に基づく事業については91%以内（離島にあつては95.5%以内）

附 則

- 1 この要綱は、令和５年１０月１７日から施行し、令和５年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年３月３１日から施行し、令和８年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、第５条、第９条、第１２条から第１３条及び第１５条を除き、なお従前のおりとする。